5　貯金保険室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　郵政事業のうち銀行代理業並びに保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。）及び所属保険会社等（同条第二十四項に規定する所属保険会社等をいう。）の事務の代行に係るものに関すること（第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）。

二　独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構の組織及び運営一般に関すること（第二項第四号から第六号までに掲げるものを除く。）。

6　貯金保険室に、室長を置く。

（調査官及び市場評価企画官）

第五十六条　事業政策課に、調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。

［削る］

［削る］

2　［略］

3　［略］

（消費者契約適正化推進室）

第五十七条　料金サービス課に、消費者契約適正化推進室を置く。

2　消費者契約適正化推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信事業の発達、改善及び調整に関する事務のうち電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七十三条の二第二項に規定する届出媒介等業務受託者に関すること。

二　電気通信事業部の所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関する事務のうち電気通信役務の提供に関する契約に関すること（電気通信役務の利用による一般消費者の利益の侵害に関する対策に係るものを除く。）。

三　電気通信事業法第七十三条の二第一項の規定による届出の受理に関すること。

3　消費者契約適正化推進室に、室長及び消費者契約適正化調整官一人を置く。

4　消費者契約適正化調整官は、命を受けて、第二項各号に掲げる事務のうち、電気通信役務の利用者の利益の保護に関する制度の整備その他の電気通信役務の利用の環境の整備についての調整に関する事務を行う。

［新設］

（ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官）

第五十六条　事業政策課に、ブロードバンド整備推進室並びに調査官及び市場評価企画官それぞれ一人を置く。

2　ブロードバンド整備推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　電気通信事業の用に供する電気通信網の高度化に関すること（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）。

二　事業政策課の所掌事務のうち、電気通信事業の用に供する線路を設置するための他人の土地及びこれに定着する建物その他の工作物の使用に関すること。

3　ブロードバンド整備推進室に、室長を置く。

4　［同上］

5　［同上］

（企画官）

第五十七条　料金サービス課に、企画官一人を置く。

2　企画官は、命を受けて、料金サービス課の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

［新設］

［新設］